

魚津市告示第45号

魚津市骨髓バンクドナー助成金交付要綱の一部改正について
魚津市骨髓バンクドナー助成金交付要綱（令和4年魚津市告示第109号）
の一部を次のように改正する。

令和7年3月13日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第 1 条－第10条 （略） 附 則 1 （略） （この告示の失効） 2 この告示は、 <u>令和10年 3 月31日</u> 限り、この効力を失う。	第 1 条－第10条 （略） 附 則 1 （略） （この告示の失効） 2 この告示は、 <u>令和 7 年 3 月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。